

スタートアップ加速化支援事業（スタートアップ資金の補助）

創業及び第二創業の促進を通じて、雇用の創出や地域産業の再生を実現させ地域経済の活性化を図るとともに、地域課題の解決及びデジタル技術活用の促進を図ります。

5

創業・新たな事業展開のために

■事業概要

県内で創業・第二創業する方に対して、スタートアップ資金を補助します。

■対象者

県内に事業所を置いて創業又は第二創業しようとする方（創業又は第二創業後1年以内の方を含む）

※第二創業とは、これまで行ってきた事業とは異なる事業（「日本標準産業分類」の細分類により判断）を行うこと。

■補助限度額・補助率

【一般枠】補助限度額：年100万円×2か年度、補助率：1／2以内

【デジタル活用・DX推進枠】補助限度額：年250万円×2か年度、補助率：2／3以内

■補助対象経費

賃料、従業員の人件費、商品開発費、営業活動費など事業に要する経費

■採択件数

20者程度（一般枠：15者程度、デジタル活用・DX推進枠：5者程度）

■選定方法

県の中核的産業支援機関である公益財団法人みやぎ産業振興機構を補助事業実施機関として、外部委員を含めて設置する選定委員会によりビジネスプランの審査を行います。

お問い合わせ・相談窓口

●公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課

・電話 022-225-6697 ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp

・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

中小企業経営革新支援事業

5

創業・新たな事業展開のために

経営課題にチャレンジする中小企業の経営革新を全業種にわたって幅広く支援します。経営革新計画の承認を受けた事業者は、下記に掲げる支援策の利用を申請できます。

■中小企業等経営強化法による経営革新計画の承認

○対象者：中小企業、個人、組合及び連合会

○申請時期：随時

○経営革新計画の内容

事業者にとって新たな事業活動であって、以下の各類型を含むものが経営革新計画となります。

- ①新商品の開発又は生産
- ②新役務の開発又は提供
- ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
- ④役務の新たな提供の方式の導入
- ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他の新たな事業活動

■計画の承認により利用できる支援策

- ①信用保証の特例
 - ②政府系金融機関による低利融資制度
 - ③海外展開に伴う資金調達の支援措置
 - ④中小企業投資育成株式会社からの投資
 - ⑤起業支援ファンドからの投資
 - ⑥小規模企業者等設備貸与事業の優遇措置
 - ⑦特許関係料金減免制度
 - ⑧販路開拓コーディネート事業
 - ⑨新価値創造展（中小企業総合展）
 - ⑩高度化融資制度
 - ⑪宮城県独自の融資制度
・中小企業産業振興資金（新技術・新製品事業化資金）
 - ⑫食品等流通合理化促進機構による債務保証
- *実際の利用には、それぞれの支援機関等における審査が必要です。
あわせて、希望する支援策の相談窓口で相談してください。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済工商観光部 中小企業支援室 経営支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2742 ・メール chukisik@pref.miyagi.lg.jp

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

雇用機会が特に不足している地域（下記「指定地域」）の事業主が事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。（1年毎に最大3回支給。）

5

創業・新たな事業展開のために

■指定地域

同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者の雇入れを行った場合に助成を行います。

*「同意雇用開発地域」…求職者に比べて雇用機会が著しく不足している地域を指します。

・宮城県は、県南地域（白石市、角田市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町）が指定されています。（指定期間は令和8年3月31日まで）

*「過疎等雇用改善地域」…若年層・壮年層の流出が著しい地域を指します。

・宮城県は、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市（旧登米郡東和町・日本吉郡津山町の区域）、東松島市、七ヶ宿町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、女川町、南三陸町が指定されています。（指定期間は令和7年3月31日まで）

■主な受給要件

○1回目の支給

1. 同意雇用開発促進地域または過疎等雇用改善地域内の事業所における施設・設備の設置・整備及び、地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画書を指定期間内に管轄するハローワーク（ハローワーク仙台管内分は宮城労働局職業安定部職業対策課助成金センター）の窓口を経由し労働局長に提出すること。
2. 事業の用に供する施設や設備を、計画日から完了日迄の期間内（最長18か月間）に設置・整備すること。
※助成対象となる設置・整備費用は1点20万円以上で、合計額が300万円以上の場合に限る。
3. 地域に居住する求職者等を計画日から完了日迄の期間内（最長18か月間）に常時雇用する雇用保険一般被保険者としてハローワーク等の紹介により3人（創業の場合は2人）以上雇い入れること。
※短期雇用特例被保険者および日雇い労働被保険者を除く。以下同じ。
4. 事業所における労働者（雇用保険一般被保険者）数の増加
設置・設備事業所における完了日における雇用保険一般被保険者数が、計画日の前日における数に比べ3人（創業の場合は2人）以上増加していること。

○2回目・3回目の支給

2回目および3回目の受給をするためには、雇用保険一般被保険者数の維持、支給対象労働者数の維持、支給対象労働者の職場定着等の要件を全て満たすことが必要です。

○支給額

下表に定める額を支給します。また、以下に該当する場合は、支給額の上乗せ等があります。

- ① 中小企業主の場合は、1回目の支給において支給額の1/2相当額が上乗せされます。
- ② 創業と認められる場合は、1回目の支給において下表括弧内の額が支給されます。

設置・整備費用	支給対象者の増加数（（ ）内は創業の場合のみ適用）			
	3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
300万円以上 1,000万円未満	50万円 (100万円)	80万円 (160万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)
1,000万円以上 3,000万円未満	60万円 (120万円)	100万円 (200万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)
3,000万円以上 5,000万円未満	90万円 (180万円)	150万円 (300万円)	300万円 (600万円)	600万円 (1,200万円)
5,000万円以上	120万円 (240万円)	200万円 (400万円)	400万円 (800万円)	800万円 (1,600万円)

○留意事項

このほかにも、創業として認められる要件、地域活性化雇用創造プロジェクト参加事業主に対する特例、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業実施地域寄附事業主に対する特例、特別措置（同意雇用開発促進地域における大規模雇用開発計画）に関する要件など、いくつかの支給要件があります。詳しくは下記の「お問い合わせ・相談窓口」又は、厚生労働省ホームページから「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）支給申請の手引」をダウンロードしご確認ください。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城労働局 職業対策課 助成金センター
 - ・電話 022-299-8063
 - ・住所 〒983-8585 仙台市宮城野区鉄砲町1 仙台第4合同庁舎2階
- 又は各ハローワーク（公共職業安定所）

テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城

県では、テック系スタートアップの成長支援を産業政策の重要課題と位置付けて推進することとしており、産学官金連携による「テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城」（略称「テクスタ宮城」）を設置・運営し、地域全体で東北大学等発のスタートアップがこの地に定着し、成長できるよう支援していくこととしています。

5

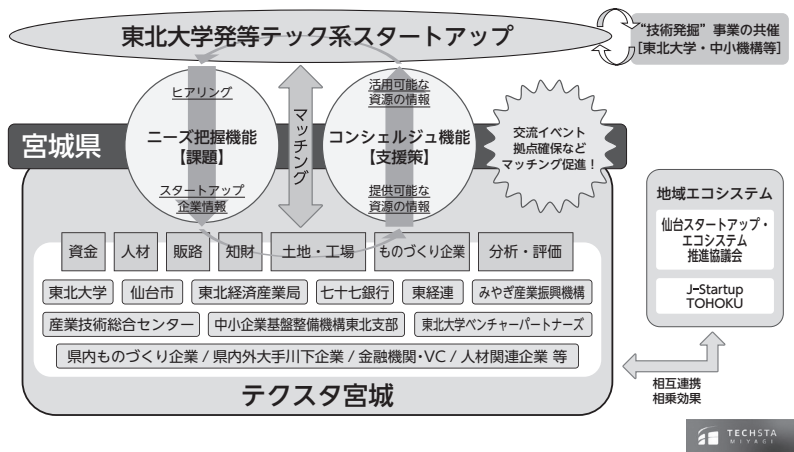
創業・新たな事業展開のために

■共にスタートアップ支援に協力いただく「テクスタ宮城構成員」及びテクスタ宮城による支援を希望する「スタートアップ企業」を募集しています。

※テック系とは…

主に、材料・素材、電子デバイス、エネルギー、航空宇宙、ライフサイエンスといった分野を想定しています。

テクスタ宮城の機能



お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 スタートアップ支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2779 ・メール shinsansu@pref.miyagi.lg.jp

みやぎ二酸化炭素排出削減支援事業（研究開発等事業）

県内由来の再生可能エネルギー活用等、県内の二酸化炭素の排出削減に資する先導的な取組に要する費用の一部を補助します。

■対象者

県内に事業所を置く法人その他の団体、個人事業者

■補助内容

県内由来の再生可能エネルギー活用等、二酸化炭素の排出削減に資する先導的な技術の研究開発・実証事業等の取組に要する経費の一部を補助します。

■補助率等

事業区分	内容	補助率	補助限度額
課題提示型	脱炭素燃料の利活用等に資する取組	2/3以内	1,000万円/年
自由提案型	上記によらない、事業者からの自由提案による取組	1/2以内	500万円/年

■補助事業期間

2年以内

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）
・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

農林水産業と商工業が連携した取組に対する支援

中小企業者と農林漁業者とが連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して新商品・新サービスの開発などを行う場合に、専門家のアドバイスや試作品開発に係る補助など総合的に支援します。

5

A：農商工等連携促進法^{※1}に基づく支援

■対象となる方

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者
- ②農商工等連携に対し指導・助言等の支援を行う一定の要件を満たす一般社団・財団法人又はNPO法人

■支援内容

農商工等連携促進法に基づき、事業計画・支援事業計画を策定し、国の認定を受けると、次の支援を受けることができます。

○個別の支援施策ごとに審査や確認が必要となる場合があります。

- ①連携して新事業展開に取り組む中小企業者と農林漁業者への支援
 - (1) マーケティング等の専門家による支援
 - (2) 政府系金融機関による融資制度
信用保証の特例
 - (3) 食品流通構造改善促進機構による債務保証等
 - (4) 農業改良資金融通法、林業・木材産業改善資金助成法、沿岸漁業改善資金助成法の特例
- ②農商工連携に対し指導・助言等の支援を行う一般社団・財団法人、NPO法人等への支援
信用保証協会の信用保証の特例

※1 この法律の正式名称は「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」です。

創業・新たな事業展開のために

B：農山漁村発イノベーション（6次産業化等）に向けた施設整備等に対する支援（農山漁村振興交付金）

■支援内容

①対象となる方

- (1) 6次産業化・地産地消法^{※2}に基づく総合化事業計画又は農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた農林漁業者団体
- (2) 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた中小企業者

②事業内容等

農山漁村発イノベーション（6次産業化等）に取り組む場合に必要となる、加工・販売施設等の整備に対して支援（補助）を行います。

○補助率：3/10以内^{※3} 【交付限度額：原則1億円】

○事業期間：1年間

- ※2 この法律の正式名称は「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律」です。
- ※3 中山間地農業ルネッサンス事業の「地域別農業振興計画」や農山漁村発イノベーションに係る市町村戦略に基づき行う場合及び障害者等の雇用を行う取組は1/2以内となります。

お問い合わせ・相談窓口

A：東北経済産業局 産業部 経営支援課 地域ブランド連携推進室

- ・電話 022-221-4923
- ・住所 〒980-8403 仙台市青葉区本町三丁目3-1

A：独立行政法人中小企業基盤整備機構 東北本部 経営支援部 支援推進課

- ・電話 022-399-9031
- ・住所 〒980-0811 仙台市青葉区一番町四丁目6-1（仙台第一生命タワービル6階）

B：東北農政局 農村振興部 都市農村交流課

- ・電話 022-263-1111（内線4052）
- ・住所 〒980-0014 仙台市青葉区本町三丁目3-1 仙台合同庁舎A棟

B：宮城県農政部 農山漁村なりわい課 6次産業化支援班（宮城県庁10階）

- ・電話 022-211-2242 ・メール nariwai-6@pref.miyagi.lg.jp
- ・住所 〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1

農業に参入したい

農地法改正によりリース方式による参入が可能となるなど、要件が緩和されたことなどから、一般法人の農業参入が進んでいます。

県では、地域の新たな担い手として期待しており、市町村等と連携しながら企業の農業参入をお手伝いしています。

5

創業・新たな事業展開のために

■農業経営を行いたい

1 農地を使用する場合

○今の法人形態のままで農業に参入

法人が農地法等の許可を受けて、農地を借り入れることは可能です。ただし、農地所有適格法人以外の法人が農地を借り入れる場合は、以下の要件を満たす必要があります。

なお、農地所有適格法人以外の法人が農地を買い入れることはできません。

- ・ 貸借契約に解除条件が付されていること。
- ・ 地域における適切な役割分担のもとに農業を行うこと。
- ・ 役員又は重要な使用人のうち、1人以上が耕作等に常時従事すること。

○農地所有適格法人等を設立して農業に参入

農地所有適格法人であれば、農地を買い入れることも可能です。

※農地の権利取得に必要な基本的な要件（個人と共通）

- ・ 農地の全てを効率的に利用すること。
- ・ 周辺の農地利用に支障がないこと。

なお、個人の場合は、上記に加え、必要な農作業に常時従事することが必要です。

2 農地を使用しない場合

農地を使用しないで、例えば、肉用牛の肥育、養豚、養鶏、非農地での養液栽培等を行うことは、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地を使用していないので、農地法の制限はありません。

■農作業の受託を行いたい

農作業の受託、例えば、水稻の場合は耕起・代かき、田植、稲刈り・脱穀等、麦・大豆の場合は耕起・整地、播種、収穫等の農作業を農業者から受託することは、今の法人形態のままでも可能です。

なお、農地法の制限はありません。

お問い合わせ・相談窓口

県庁相談窓口

- 宮城県農政部 農業振興課 先進的経営体支援班（宮城県庁10階）
・電話 022-211-2833 ・メール nosinp@pref.miyagi.lg.jp

地方相談窓口

- 各地方振興事務所農業振興部

アグリビジネスの支援

5

創業・新たな事業展開のために

公益財団法人みやぎ産業振興機構内にアグリビジネスを実践的にサポートできる機能を整備し、各種機関と連携しながら経営体の組織力強化や収益力向上など、きめの細かい支援を行っています。

【農業におけるビジネス・経営に関する相談受付】

(公財)みやぎ産業振興機構(アグリビジネス支援室)では、農業法人等からの人材育成、生産性向上、財務・労務管理、販路開拓など、ビジネスや経営上の課題に関する相談を受け付け、下記の支援事業から最適な事業を選んで提案します。

相談及び各支援事業は原則的に無料です(一部の事業は低額の負担金を頂きます)。まずは、下記連絡先に電話にてお気軽にご相談ください。

1 (公財)みやぎ産業振興機構のアグリビジネス支援事業

(1) 機構職員による現地訪問支援

アグリビジネスに意欲ある農業者を対象に、(公財)みやぎ産業振興機構アグリビジネス支援コーディネーターやアグリビジネス支援室職員による現地面談とコーディネートを通して事業プランの具体化や経営課題の解決へ向けた支援を行います。

(2) アグリビジネスステージアップ専門家派遣支援

新たな事業展開を考えている農業法人等を対象に、現在の経営課題や経営展開戦略について、(公財)みやぎ産業振興機構に登録しているアグリビジネスや中小企業支援の専門家の中から最適な専門家を派遣し、助言・ディスカッションを通じて、事業の成功に必要な課題解決に向けた助言と「儲かる仕組みづくり」を支援します。

支援テーマの例としては、組織活性、人材育成、財務及び労務管理、事業承継、商品開発、衛生管理の構築、生産改善等があります。

(3) アグリビジネス生産性向上支援

多様化する農業法人等の課題を解決し、生産性の向上と組織力強化を実現するため、生産現場改善の支援事業と外部専門家を活用したオーダーメイド型の伴走支援を行います。

(4) 農産物販売ビジネス支援

販売拡大を目指すアグリビジネス経営体に対して、農産物や農産加工品の販売に向けたアドバイスや、展示商談会への出展支援、販路開拓に向けたマッチングを支援します。

また、通信販売(ECサイト)を活用した販売強化を支援します。

(5) アグリビジネス講座開催

経営管理能力や組織力の強化を必要とするアグリビジネス経営体等に対して、各種講座を開催し、必要となる知識習得等を支援します。

○次世代トップリーダー養成講座

経営管理に必要な知識の習得、事業計画の策定やブラッシュアップを図り、次世代の経営者を養成します。

○社員ビジネス講座（中堅社員編）

近い将来、トップリーダーを担う社員等を対象に、トップリーダー講座につながる内容の研修を実施します。

○社員ビジネス講座（若手社員編）

入社3年目までの社員を対象にビジネスマナーやコミュニケーション力等の基礎力の習得を支援することで、若手職員の育成を図ります。

○現状を変革するアグリビジネスプラン講座

将来、あらたなアグリビジネスや新部門に取り組む計画がある経営体を対象に、事業計画の構築に必要な知識を学ぶ講座を開催します。

2 アグリビジネス支援に係る県の施設整備事業

(1) フードバリューチェーン構築基盤整備事業

農業産出額の増大や質の高い雇用の増大を目的として、農業を営むものが生産活動の効率を高めながら商品に付加価値を付けるのに必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行います。

補助率：1/2以内 補助限度額：3,000万円 採択件数：1件程度

(2) 大規模園芸経営体育成事業

宮城の園芸を牽引する大規模園芸経営体育成を目的として、規模拡大や新規品目への取組に必要な機械・施設整備等に対して、一定の条件のもと補助を行います。

補助率：1/2以内 補助限度額：6,000万円 採択件数：2件程度

お問い合わせ・相談窓口

- 公益財団法人みやぎ産業振興機構 アグリビジネス支援室
 - ・電話 022-225-6697
 - ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp
 - ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-14-2 宮城県商工振興センター3階
- 宮城県農政部 農業振興課 先進的経営体支援班（宮城県庁10階）
 - ・電話 022-211-2833
 - ・メール nosinp@pref.miyagi.lg.jp
- 宮城県農政部 園芸推進課 先進的園芸推進班（宮城県庁10階）
 - ・電話 022-211-2723
 - ・メール engei-senshin@pref.miyagi.lg.jp

地域未来投資促進法による支援措置

宮城県において、地域未来投資促進法に基づき、「地域経済牽引事業計画」の承認を受けた方は、地域未来投資促進税制などの支援措置を受けることができます。

■対象者

県と市町村が作成した「基本計画」で指定された区域に該当し、それぞれの承認要件を満たす必要があります（詳しくは窓口までお問い合わせください）。

【宮城県の基本計画】

- ・宮城県基本計画
（地域の特性を活用した成長ものづくり産業、物流関連産業、農林水産・食品関連産業、情報通信関連産業、環境・エネルギー関連産業、観光産業）
- ・宮城県涌谷町農林水産・食品関連産業基本計画
（地域の特性を活用した農林水産・食品関連産業）
- ・宮城県大郷町基本計画
（地域の特性を活用したスポーツ振興、農業振興、観光振興に関する産業）

■支援措置

○税制による支援措置

- ・国税の特例（地域未来投資促進税制）

県から承認を受けた事業者のうち、国の確認を受けた事業者については、税額控除又は特別償却により法人税が軽減されます。

対象設備等により軽減される割合が異なりますので、詳しくは窓口までお問い合わせください。

- ・固定資産税の減免

各市町村で取扱いが異なりますので、直接お問い合わせください。

○規制の特例措置等

- ・農地転用許可等の手続きに関する配慮
- ・市街化調整区域の開発許可の手続きに関する配慮 等

※上記以外にも各種支援措置があります。詳しくは経済産業省ホームページをご覧ください。

お問い合わせ・相談窓口

（成長ものづくり産業・物流産業）

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課 企業立地基盤整備班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2733 ・メール sanritunb@pref.miyagi.lg.jp

（農林水産・食品関連産業）宮城県農政部 農業政策室 企画班（宮城県庁10階）

・電話 022-211-2963 ・メール noseise-k@pref.miyagi.lg.jp

（観光産業）宮城県経済商工観光部 観光戦略課 観光政策班（宮城県庁14階）

・電話 022-211-2823 ・メール kankoup@pref.miyagi.lg.jp

（環境・エネルギー関連産業）宮城県環境生活部 環境政策課 省エネ・再エネ推進班（宮城県庁13階）

・電話 022-211-2664 ・メール kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

（情報通信関連産業）宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班（宮城県庁3階）

・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

エンジェル税制

個人投資家は一定の要件を満たすベンチャー企業に投資した場合、投資時点、株式売却時点のそれぞれの時点において、税制上の優遇措置を受けることができます。

5

創業・新たな事業展開のために

■エンジェル税制の概要

エンジェル税制とは、ベンチャー企業への投資を促進するためにベンチャー企業へ投資を行った個人投資家に対して税制上の優遇措置を行う制度です。

ベンチャー企業に対して、個人投資家が投資を行った場合、投資時点と、売却時点のいずれの時点でも税制上の優遇措置を受けることができます。

また、民法組合・投資事業有限責任組合経由の投資についても、直接投資と同様に本税制の対象となります。

■エンジェル税制を利用するには

エンジェル税制を利用するためには、まず、ベンチャー企業が都道府県へエンジェル税制適用対象企業であること、投資が行われたこと等の確認申請を行います。申請を受けた都道府県は、確認後、ベンチャー企業へ『確認書』を交付します。ベンチャー企業はこの確認書を個人投資家へ提出し、個人投資家が確認書を確定申告の際に税務署へ提出して手続きが完了します。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 中小企業支援室 企画調整班（宮城県庁14階）
 - ・電話 022-211-2745
 - ・メール chukisip@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/angel.html>

みやぎ中小企業チャレンジ応援基金

5

創業・新たな事業展開のために

宮城県と（独）中小企業基盤整備機構、（公財）みやぎ産業振興機構、（株）七十七銀行との共同により、みやぎ産業振興機構に基金を造成し、創業や中小企業等の新事業創出を支援する助成事業を実施します。

■対象事業

地域資源（農林水産品、歴史、文化、鉱工業品、産地技術、人材等）や優れたビジネスアイデア等を活用し、新商品や新サービスの開発を行う事業

■助成対象者

- (1) 宮城県内において助成金の募集開始日以降6ヶ月以内に創業を行う者
- (2) 宮城県内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ
- (3) 宮城県内に主たる事業所等を有するNPO法人等

■助成率等

- (1) 一般型
助成率：対象経費の2/3以内
助成限度額：200万円以内
- (2) 技術志向型
助成率：対象経費の1/2以内
助成限度額：300万円以内

■助成対象経費

謝金、旅費、研究開発費、委託費、事務費

※消費税及び申請者の役員・社員等の人件費等は助成対象となりません。

お問い合わせ・相談窓口

- 公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課
- ・電話 022-225-6697
- ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

ステージアップ支援事業

公益財団法人みやぎ産業振興機構では、「事業拡大」「経営安定化」「経営課題解決」を目指す次世代を担う中小企業者を3つのステージで伴走型支援します。

5

創業・新たな事業展開のために

■ステージアッププロジェクト

優れた技術・製品等を生かして事業拡大を目指す県内中小企業者を対象に、機構職員・大手企業役員経験者等で編成した支援チームと共に目標を設定し実行計画を立案。機構の有する支援メニュー等をフル活用し、2年間集中的に「事業拡大」を支援します。

■マネジメント強化

大手企業役員経験者等と支援チームを編成し、経営の実践を通じて人材育成や経営基盤の改善サイクルを廻し、「経営安定化」を支援します。

■一般経営相談

多種多様な経営相談に専門的知識を有する登録専門家や機構職員がアドバイスし、「経営課題の解決」を支援します。

■ステージアッププロジェクト支援補助金

上記、ステージアッププロジェクトに採択された県内中小企業者等が、本県をリードする中核企業への躍進を支援するため、企業の底上げや成長に必要な企業課題等を解決する取組みに対し、経費の一部を補助します。

お問い合わせ・相談窓口

- 公益財団法人みやぎ産業振興機構 事業支援課
- ・電話 022-225-6697 ・メール soudan@joho-miyagi.or.jp
- ・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

中小企業等デジタル化支援事業

5

創業・新たな事業展開のために

中小企業等のデジタル化に向けた底上げを図るため、アドバイザー派遣、新たなデジタル化に取り組むための費用の一部を補助します。

■デジタル化支援事業

(1) アドバイザー派遣

・デジタル化をどのように進めたら良いかわからない方や、(2)の補助金の活用に向けて助言を受けたい方へアドバイザーを派遣いたします。

(2) システム構築、機器導入等補助金

【メニュー（予定）】

通常 枠：デジタル化の取組を支援するもの。

発展・展開 枠：過去に当補助金を活用した事業者が行う、より高度な取組や、他業務へのデジタル技術の導入を支援するもの。

共同化 枠：複数事業者によるデジタル技術を用いた共同化の取組を支援するもの。

【対象者】

・中小企業、小規模事業者の中で県内に本店を有する法人又は県内に住所を有する個人事業主（※各種条件有。詳細は随時下記ホームページをご覧ください。）

【事業内容】

・補助率：通常枠、発展・展開枠……1/2以内

共同化枠……2/3以内

・補助限度額：通常枠、発展・展開枠……500千円～2,500千円

共同化枠……500千円～5,000千円

・補助対象経費：① デジタル化に係るシステム構築費、システム運用関連費

② ①の実施に必要な機器等整備費、専門家経費 等

【募集時期】

中小企業支援室ホームページをご覧ください。

(URL: <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/chukisi/r6digital-shien.html>)



お問い合わせ・相談窓口

●公益財団法人みやぎ産業振興機構 情報企画課

・電話 022-225-6639

・住所 〒980-0011 仙台市青葉区上杉一丁目14-2（宮城県商工振興センター3階）

デジタル施策ポータルサイト (OPEN INNOVATION みやぎ)

企業のデジタル化・DXに関する情報・支援制度を掲載しています。
 県、国、団体等からの補助金やイベント開催等の情報を収集できるほか、県内IT企業の検索ができますので、ぜひご活用ください。



・ホームページ <https://ictdb.pref.miyagi.jp/>

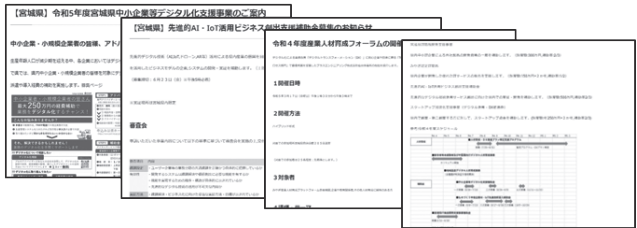
5 創業・新たな事業展開のために

～デジタル化・DXに向けた支援制度やイベントなどの情報収集に～

お知らせ一覧



補助事業・イベント案内



～県内 IT 企業などデジタル化・DX のパートナー探しに～

目的に応じて検索

検索結果

企業ページ



お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班 (宮城県庁 3 階)
 - ・電話 022-211-2479
 - ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp
 - ・ホームページ <https://ictdb.pref.miyagi.jp/>

情報通信関連事業所の立地を支援する奨励金制度

情報通信関連事業所を新設する企業の方に奨励金を交付する制度です。

■情報通信関連企業立地促進奨励金

○交付対象（情報通信関連事業所のうち）

- ①ソフトウェア業又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、開発拠点又は本社等に該当するもの。
- ②事務業務オフィス（バックオフィス、BPO オフィスなど（コールセンターは除く。））

○交付額

①投下固定資産等奨励金（初年度のみ） ※交付対象②を除く

投下固定資産相当額（※）が1,000万円（仙台市を除く市町村：150万円）を超える場合、対象となる事業所の開設日の翌年の1月1日現在における投下固定資産額と、開設日から起算して1年間の土地、建物、設備機器賃借料の合計額それぞれに対して、下表の交付率を乗じた金額の合計額

※投下固定資産相当額：開設日の翌年の1月1日現在の固定資産評価額（家屋及び償却資産。）並びに5年間の土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料の合計額

区分	奨励金交付率		奨励金 交付限度額
	投下固定資産額	賃借料	
開発拠点	1/10	1/3	1,000万円
本社等	1/10	1/10	1,000万円
本社等+開発拠点	1/10+1/10	1/3+1/10	2,000万円

②雇用奨励金（3年間）

交付対象	雇用者数	奨励金額	交付限度額
開発拠点 又は本社等	5人以上 (仙台市を除く市町村:3人以上)	1人につき30万円（新規雇用者が県内教育機関の新卒者である場合は60万円）	1,000万円×3年
事務業務 オフィス	10人以上 (仙台市を除く市町村:5人以上)	1人につき30万円（雇用期間の定めのある労働者の場合は15万円）	500万円×3年

※開設日から3年間、各年度において雇用者の増加分に応じ交付する。

※雇用者は、県内に住所を有し、雇用保険に加入している者などに限る。

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県企画部 産業デジタル推進課 産業デジタル推進第二班（宮城県庁3階）
- ・電話 022-211-2479 ・メール sandigi2@pref.miyagi.lg.jp

工場の立地・増設を支援する奨励金・給付金制度

県内に工場等を新設又は増設した企業に奨励金を交付します。

■みやぎ企業立地奨励金

○交付対象企業

次の要件をいずれも満たすことが必要です。

○投下固定資産額（土地を除く、建物及び償却資産等）が1億円以上
（本社整備の場合は1,000万円以上）

※「投下固定資産額」は、取得価格ではなく固定資産税の課税標準額になります。

※建物や償却資産等の賃借料の一部（1年目の賃借料の1/3）を投下固定資産額の算定に含めることができます。

○工場等の新設又は増設に伴う新規雇用者（雇用期間の定めのない者に限る）が3人以上

○工場建設の着手30日前までの申請が必要です。なお、申請に当たっては事前のご相談をお願いいたします。

≪奨励金交付額算定基準≫

【表1】工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を新設する場合

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
①	100億円以上	300人以上	投下固定資産額×	10%	40億円
②	50億円以上	100人以上	投下固定資産額×	10%	20億円
③	20億円以上	50人以上	投下固定資産額×	7%	7億円
④	1億円以上	20人以上	投下固定資産額×	5%	5億円
⑤	1億円以上	3人以上	投下固定資産額×	3%	3億円

【表2】工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を増設する場合（※1）

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
①	50億円以上	100人以上	投下固定資産額×	5%	5億円
②	20億円以上	50人以上	投下固定資産額×	3.5%	3億円
③	1億円以上	20人以上	投下固定資産額×	2.5%	2億円
④	1億円以上	3人以上	投下固定資産額×	1.5%	1億円

※1 建物の拡張を伴い、その部分の延べ面積が3,000㎡未満の場合

【表3】工場等（製造業に係る工場又は研究所に限る）を大規模増設する場合（※2）

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
①	100億円以上	300人以上	投下固定資産額×	10%	20億円
②	50億円以上	100人以上	投下固定資産額×	10%	10億円
③	20億円以上	50人以上	投下固定資産額×	7%	3.5億円
④	1億円以上	20人以上	投下固定資産額×	5%	2.5億円
⑤	1億円以上	3人以上	投下固定資産額×	3%	1.5億円

※2 建物の拡張を伴い、その部分の延べ面積が3,000㎡以上の場合

【表4】製造業に係る本社(事務所、研究所及び研修所)を新設、増設又は大規模増設する場合(※3)

	投下固定資産額	新規雇用者数	奨励金交付率		交付限度額
①	0.1億円以上	5人以上	投下固定資産額×	5%	1億円

※3 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、かつ表1～3が適用とならない場合に限り
ます。

○交付率加算制度

下記の項目に該当する場合はそれぞれ交付率を2%加算します。なお、交付率の加算は表1～3のみ適用され、表4については交付率の加算はありません。

- ① 本社機能加算(2%加算)…地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた製造業に係る本社等(事務所、研究所及び研修所)の整備を伴う場合(県内へ新たに整備する場合に限る)
- ② 過疎地域加算(2%加算)…過疎法に定める過疎地域に立地した場合

○交付時期

操業開始年の翌年の4月以降になります。

■原子力発電施設等周辺地域企業立地支援給付金

○交付対象地域

石巻市の一部(旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧牡鹿町)、女川町

○交付対象要件

次のすべてに該当すること。

- イ 企業立地 新設：電力会社との受給契約に基づき電気の供給を開始していること。
増設：電力会社との変更契約等に基づき契約電力が増加していること。
(ただし、電気の契約形態が臨時的なものでないこと。)
- ロ 電気料金 電気料金の支払いを終えていること。
- ハ 雇用 雇用保険の一般被保険者が3人以上増加すること。
- ニ 対象事業 製造業及び自治体が定める企業立地促進条例等の対象業種に属する事業。

○交付額

一定の算定方法により、支払電気料金の約20%から40%相当を交付する。

また、製造業等で一定の要件を満たす場合は、特例加算として、地域及び雇用者数に応じた加算を受けることができる。

○期間

初回申請時より概ね8年間

○申請時期

4月上旬(上期:4月～9月)、10月上旬(下期:10月～3月)

○申請先

一般財団法人電源地域振興センター

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県経済商工観光部 産業立地推進課(宮城県庁14階)

企業誘致第一班(高度電子機械関連産業、健康・医療関連産業等)

企業誘致第二班(自動車関連産業、食品関連産業等)

企業誘致第三班(半導体関連産業)

・電話 022-211-2734 ・メール sanritu-ka@pref.miyagi.lg.jp

・ホームページ <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanritu/>

放射光関連事業所の立地を支援する奨励金制度

放射光関連事業所を新設する企業の方に奨励金を交付する制度です。

■放射光関連企業立地促進奨励金

○交付対象（放射光関連事業所のうち）

- ①新たに県内に放射光施設ナノテラスを利用する研究開発拠点を開設する企業（製造業、自然科学研究所等）
- ②新たに県内に放射光施設ナノテラスの利活用に資する事業を行うオフィスを開設する企業（商品検査業、非破壊検査業等）

○交付額

- ①投下固定資産等奨励金（初年度のみ）※交付対象②を除く

投下固定資産相当額（※）が1,000万円（仙台市を除く市町村：150万円）を超える場合、対象となる事業所の開設日の翌年の1月1日現在における新規投下固定資産額と、開設日から起算して1年間の土地、建物、設備機器賃借料の合計額それぞれに対して、下表の交付率を乗じた金額の合計額

※投下固定資産相当額：開設日の翌年の1月1日現在の固定資産評価額（家屋及び償却資産。）並びに5年間の土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料の合計額

奨励金交付率		奨励金 交付限度額
投下固定資産額	賃借料	
1/10	1/3	1,000万円

②雇用奨励金

新設日から3年間、各年度において雇用者の増加に応じ追加交付

※雇用者は、県内に住所を有し、雇用保険に加入している者などに限る。

雇用者数	奨励金額	交付限度額
3人以上	1人につき30万円（新規雇用者が県内教育機関の新卒者である場合は60万円、雇用期間の定めのある労働者の場合は、15万円）	1,000万円×3年

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課 産学連携推進班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2721 ・メール shinsanr@pref.miyagi.lg.jp

宮城県テック系スタートアップ企業立地促進奨励金

スタートアップの設備投資に係る費用を軽減するため、県内で新たに工場等を開設するスタートアップに対して奨励金を交付します。

○交付対象となる企業（①～③のすべてに該当する企業）

- ①「テック系スタートアップ・サポートコンソーシアム宮城」（テクスタ宮城）の支援対象スタートアップに該当する企業で、設立から15年以内の企業
- ②テクスタ宮城の構成員であるベンチャーキャピタル（VC）から、投下固定資産の原資として新たに出資を受ける企業又は過去5年以内に出資を受けている企業
- ③半導体、医療、バイオ、素材、宇宙技術、電気電子技術等、特定の自然科学分野での研究を通じて得られた科学的な発見に基づく技術を用いた事業であって、技術開発要素のある事業を行う企業

○交付内容

①投下固定資産等奨励金

投下固定資産相当額（※）が1,000万円（仙台市を除く市町村：150万円）を超える場合、対象となる工場等の開設日の翌年の1月1日現在における新規投下固定資産額と、開設日から起算して1年間の土地、建物、設備機器賃借料の合計額のそれぞれに対して、下表の交付率を乗じた金額の合計額

※投下固定資産相当額：開設日の翌年の1月1日現在の固定資産評価額（家屋及び償却資産。）並びに5年間の土地賃借料、建物賃借料及び設備機器賃借料の合計額

奨励金交付率		奨励金 交付限度額
投下固定資産額	賃借料	
1/10	1/3	1,000万円

②雇用奨励金

工場等の開設日から3年間、各年度において雇用者の増加に応じ追加交付

※雇用者は、県内に住所を有し、雇用保険に加入している者などに限る。

雇用者数	奨励金額	交付限度額
3人以上	1人につき30万円（新規雇用者が県内教育機関の新卒者である場合は60万円、雇用期間の定めのある労働者の場合は、15万円）	1,000万円×3年

お問い合わせ・相談窓口

- 宮城県経済商工観光部 新産業振興課スタートアップ支援班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2779 ・メール shinsansu@pref.miyagi.lg.jp

外国人観光客受入環境整備モデル事業

宿泊施設等の利便性及び外国人観光客の満足度向上を目的とし、他施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備を行う場合に経費の一部を補助します。

5

創業・新たな事業展開のために

■対象者

○旅館業法の許可を受け、宮城県内で次のいずれかの施設を経営する者

①宿泊施設

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する施設及びそれに類するものと知事が認める施設を除く。

②住宅宿泊業法に基づき届出を行った住宅宿泊施設

③知事が特に認める観光集客施設

■対象経費

○県内宿泊施設等の利便性向上及び外国人観光客の満足度向上のため、県内宿泊施設事業者等が行う他施設のモデルとなるような外国人観光客受入環境整備に係る経費

1. デジタル技術を活用した多言語化整備のための設備導入費

2. その他、外国人観光客の受入環境整備に効果的な取組のための設備導入費

※新たに設置する物に係る経費のみを対象とします。

※Wi-Fi整備については、Wi-Fi6以上の規格に準拠したものとし、上記取組を実施するに当たり、事業効果を高めることを目的とし、上記取組の整備範囲内で付随して行う部分についてのみ対象とします。

※対象施設が複数ある場合は合算することができます。

■補助率

対象経費の2/3以内

■補助限度額

200万円

※事業内容が一部変更となる場合がありますので、最新の情報は観光戦略課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankou/>

お問い合わせ・相談窓口

●宮城県経済商工観光部 観光戦略課 観光産業振興班（宮城県庁14階）
・電話 022-211-2755 ・メール kankouss@pref.miyagi.lg.jp